

		現行の「GLOBAL PASS 会員規約」文言		新しい「GLOBAL PASS 会員規約」文言
第 7 条 (本カードの 貸与と取扱 い)		<新設>	9.	第1条の規定にかかわらず、当行ホームページで掲示する所定の日以降に発行する本カードには iD 機能は搭載されません。iD 機能の搭載がない本カードについては、本規約および関連する特約において、iD 取引等の iD 機能に関する規定は適用されません。
第 11 条 (本カードの 再発行)	1.	当行は、本カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。 <u>この場合、会員は、当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</u>	1.	当行は、本カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。
第 22 条 (決済口座 の残高不足 等の場合の 支払方法)	1.	当行が、会員の決済口座の残高不足等により、第18条の定めに基づき、当行に支払うべき売買取引等債務額から引落済の売買取引等債務相当額を控除した額、本カード年会費、 <u>再発行手数料</u> その他本規約に基づく債務の一部または全部の引落ができない場合には、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。	1.	当行が、会員の決済口座の残高不足等により、第18条の定めに基づき、当行に支払うべき売買取引等債務額から引落済の売買取引等債務相当額を控除した額、本カード年会費その他本規約に基づく債務の一部または全部の引落ができない場合には、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。
第 27 条 (会員資格 の取消)	1.	⑥会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「 <u>暴力団員等</u> 」といいます。) <u>に該当した場合、または次の(1)から(2)のいずれかに該当した場合</u> <u>(1)自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>(2)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> ⑦会員が、自らまたは第三者を利用して、 <u>次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合</u> (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為	1.	⑥会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「 <u>反社会的勢力</u> 」という。) <u>に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること</u> <u>(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ⑦会員が、自らまたは第三者を利用して <u>次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u> (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為
		以上、GLOBAL PASS 会員規約は、 <u>2025 年 5 月 20 日</u> より適用します。		以上、GLOBAL PASS 会員規約は、 <u>2025 年 10 月 1 日</u> より適用します。

		現行の「ANA マイレージクラブ GLOBAL PASS 会員特約」文言		新しい「ANA マイレージクラブ GLOBAL PASS 会員特約」文言
第 2 条 (カード機 能・サービ ス)		(4) iD 機能		(4) iD 機能(<u>但し、新規の発行分を除く</u>)
		以上、ANA マイレージクラブ GLOBAL PASS 会員特約は、 <u>2019 年 10 月 1 日</u> より適用されます。		以上、ANA マイレージクラブ GLOBAL PASS 会員特約は、 <u>2025 年 10 月 1 日</u> より適用されます。